

# 人間らしく働くために

# 直ちに時給1,000以上を

# 最低賃金引き上げ

日時： 2017年7月29日（土）14:00～15:30  
会場： 山口市 山口県労連会館3階大会議室

「これでは生活できない」と最低賃金生活を体験した人は言います。でもその最低賃金で働かざるを得ない人たちが大勢います。

子どもの貧困率が多少改善されたといっても高水準です。ダブルワーク・トリプルワークをこなしても、人間らしい暮らしが維持できない現状を改善するために、最低賃金の大幅引き上げが必要です。

また、都市部への労働力人口の移動が地域経済を疲弊させています。全国一律最低賃金制度を1日も早く創設してほしいものです。

最低賃金の役割とあり方、最低賃金審議会の現状などを、最賃審議会公益委員の松田弘子弁護士に聞きます。

## 松田弘子弁護士のプロフィール



○獨協大学法学部卒業  
○平成20年9月、法テラス山口法律事務所にスタッフ弁護士として赴任  
○平成24年1月スタッフ弁護士の3年間の任期を終え、松田弘子法律事務所を開設。

○日弁連犯罪被害者支援委員会委員  
○日弁連総合法律支援本部委員  
○山口地方最低賃金審議会公益委員  
○安保法制違憲訴訟山口県弁護団事務局長

## 山口県労働組合総連合・非正規労働者部会

山口市中央4丁目3-3

TEL 083-932-0465